

R6 保 存 版(改)

令和6年10月10日

保護者様

大阪市立焼野小学校
校長 川辺 智久

非常災害時(大雨・洪水、台風や地震等)の対応について

平素は、学校の教育推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校では、大雨による洪水・台風や地震、河川の増水（氾濫）等の非常災害時における児童の登校について、下記のように行います。各家庭におかれましては、気象情報に十分注意していただき、お子様の安全確保に努めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。今回の改訂では、これまで記載のあった「南海トラフ地震臨時情報」にかかる対応を除外しております。各ご家庭で差し替えをお願いします。

記

午前7時の時点または、午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに次のような災害等が発生した場合は、臨時休業とします。

1. 大阪市に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」、または「特別警報」が発令された場合。

※その他の警報では臨時休業にはなりません。

2. 鶴見区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者避難)、「警戒レベル4(全員避難)」が発令された場合。

※気象庁や民間サイト等の防災気象情報の発表ではなく、大阪市発表が規準

3. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

(※) 上記以外、登校時の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは学校施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合には、学校判断により臨時休業とすることがあります。

(※) 学校の対応は、学校ホームページ掲載、「ミマモルメ」、玄関掲示等の方法で連絡いたします。なお、学校が臨時休業の場合は、いきいき活動もありません。

【児童が登校後に大阪市に上記の警報等が発令された場合、また発令が予想される場合】

非常災害時の緊急下校対応については、学校ホームページや「ミマモルメ」でお知らせします。なお、保護者等の在宅が確認できない場合は、児童を学校で待機させます。緊急連絡先に連絡しますので、学校までお迎えをお願いします。